

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	地球温暖化対策を推進するための税制度の創設に伴う措置				
税 目	地球温暖化対策税				
要 望 の 内 容	<p>(1) 地球温暖化対策を推進するため、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者との理解と協力を得つつ、地球温暖化対策税についての総合的な検討等を進めた上、必要な税制上の措置を講ずること。</p> <p>(2) 地球温暖化対策税を創設する場合、その税収の使途に、農山漁村におけるバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギー対策や、森林吸収源対策及び木材利用拡大対策等を位置づけること。</p> <table border="1" data-bbox="874 842 1220 936"> <tr> <td data-bbox="874 842 1220 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 842 1487 936">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>政府においては、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020 年までに 1990 年比で温室効果ガスを 25%削減するという目標の達成を掲げており、これに資する農山漁村におけるバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギー対策や森林吸収源対策及び木材利用拡大対策等の取組を推進する。</p> <p>また、京都議定書の発効に伴い策定された京都議定書目標達成計画に基づき森林吸収源対策を推進し、森林吸収量 1,300 万炭素トンを確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>温室効果ガスを削減するためには、農山漁村に広く賦存するバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギーの導入を強力に推進することや、二酸化炭素の吸収源対策としての森林吸収源対策や排出削減対策としての木材利用拡大策を推進することが重要である。</p> <p>このため、地球温暖化対策税が創設された場合には、その税収の使途として、これらの対策を位置づける必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減（1990年比）（すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意等を前提）</li> <li>・ 森林の整備・保全等による吸収量1,300万炭素トンの確保（京都議定書第一約束期間【平成24年度までの期間】）</li> </ul>
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>地球温暖化対策税の課税による温室効果ガスの削減に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、温室効果ガス削減への二重の効果が期待できる。</p> <p>このため、地球温暖化対策税について総合的な検討を進めた上、必要な税制上の措置を講ずるとともに、その税収の使途としてバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギー対策や森林吸収源対策及び木材利用拡大対策等を位置づけることは妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>			<p>環境税については、森林吸収源対策推進のための財源確保の観点から、平成17年度税制改正要望以降、これまで6年にわたって要望してきたところである。</p> <p>平成22年度税制改正大綱において、地球温暖化対策のための税制については、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めるとされたところである。</p>